

事業所税 申告の手引



吹田市

(令和7年4月改定)

は じ め に

- この「申告の手引」は、事業所税の申告書の作成にあたって必要な一般的事項について説明しています。事業所税についてのご理解とご協力をお願いいたします。
- 申告書及び明細書の記載の仕方につきましては、「第5 申告書等の様式及び記載の手引」(P.32)を参考にしてください。
- 申告に際しての関係書類は、次のとおりです。
 - ・ 事業に係る事業所税の申告書 (第44号様式 P.35)
 - ・ 事業所等明細書 (第44号様式別表1 P.36)
 - ・ 非課税明細書 (第44号様式別表2 P.37)
 - ・ 課税標準の特例明細書 (第44号様式別表3 P.38)
 - ・ 共用部分の計算書 (第44号様式別表4 P.39)
- この「申告の手引」は、令和7年4月1日現在の地方税法、その他関係法令等に基づいて作成しています。
- 申告書等のご提出や疑問点などにつきましては、下記までお願いいたします。

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 税務部 市民税課
電話(直通) 06-6384-1244
(代表) 06-6384-1231 (内線2197)

- 参照条文等凡例
根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

1 法令名

地方税法	………	法
地方税法施行令	………	令
地方税法施行規則	………	規
地方税法の施行に関する 取扱について(市町村税関係)	………	通知
吹田市市税条例	………	条
吹田市市税条例施行規則	………	条規

2 条文の表示

- (1) 条、項、号は算用数字で示します。
- (2) 項は算用数字を○で囲み、号は()でくくって示します。

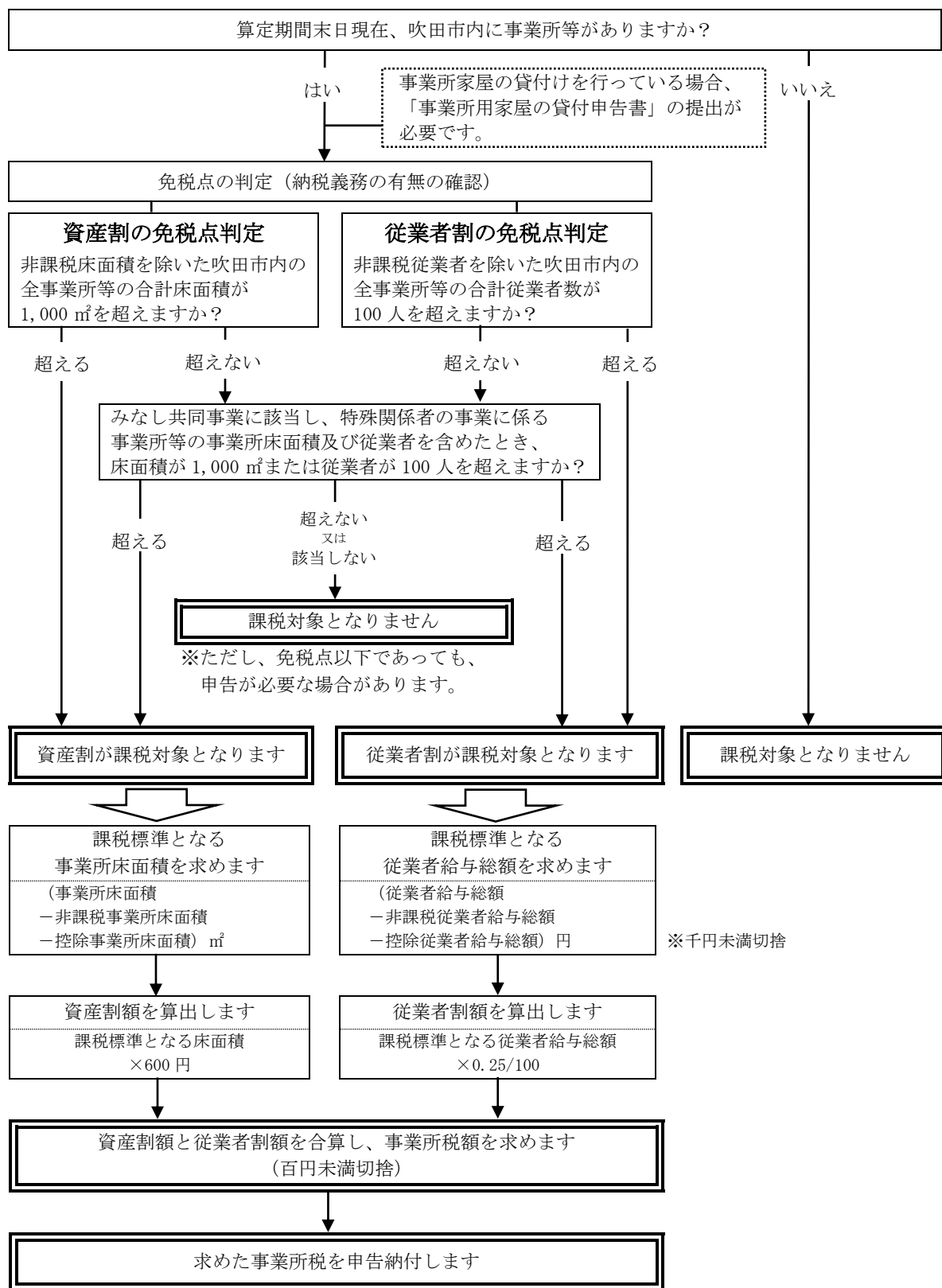
[例]

地方税法第701条の34第3項第1号……法701の34③(1)

目 次

事業所税 申告の判定（フローチャート）	1
第1 事業所税の概要	
1 事業所税について	2
2 事業所税の使いみち	2
3 事業所税の課税団体	2
4 事業所税の概要	4
第2 事業所税のしくみ	
1 課税客体	5
2 納税義務者	6
3 資産割の課税標準・税率・免税点	8
4 従業者割の課税標準・税率・免税点	11
5 非課税	17
6 課税標準の特例	20
7 減免	21
第3 みなし共同事業	
1 みなし共同事業と免税点	22
2 特殊関係者の範囲	23
3 同族会社の判定	25
4 みなし共同事業での免税点判断と課税標準の算定例	28
第4 申告及び納付について	
1 事業所税の申告	29
2 申告書に添付する明細書等	29
3 修正申告及び更正の請求	30
4 その他の申告	30
5 加算金	31
6 延滞金	31
第5 申告書等の様式及び記載の手引	
1 事業所税の申告様式（第44号様式及び添付書類）	33
2 その他の申告様式	41
別表1 非課税対象施設一覧表	43
別表2 課税標準の特例対象施設一覧表	45
別表3 減免対象施設一覧表	47

事業所税 申告の判定（フローチャート）



※法人にあたっては事業年度終了の日から2か月以内、個人にあたっては翌年の3月15日までに申告納付してください。

第 1 事業所税の概要

1 事業所税について

事業所税は、人口、企業が過度に大都市地域に集中したことによって発生した交通問題、公害問題、ごみ処理の問題などいわゆる都市問題の解決を図り、都市環境の整備、都市機能の回復に必要な財政需要を賄うための目的税として昭和50年度に創設されました。（吹田市は昭和51年10月1日から実施しております。）

事業所税は、その創設の趣旨から、大都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所又は事業所（以下、「事業所等」といいます。）に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は支払給与額という外形標準を課税標準として課税するしくみになっています。【法701の30、通知9章3①】

2 事業所税の使いみち

事業所税は、教育文化施設や社会福祉施設の整備など、都市環境の整備・改善に役立てられています。【法701の73】

3 事業所税の課税団体

事業所税は、次の地方団体において課税されます。（令和7年4月1日現在）

【法701の31①（1）、通知9章3②】

（1）東京都（特別区の存する区域）

（2）指定都市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

（3）首都圏整備法の既成市街地を有する市

武蔵野市、三鷹市、川口市

（4）近畿圏整備法の既成都市区域を有する市

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口30万人以上の市で、政令で指定する市

(北海道地方) 旭川市

(東北地方) 秋田市、郡山市、いわき市

(関東地方) 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、
市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、
横須賀市、藤沢市

(中部地方) 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、
春日井市、豊田市、四日市市

(近畿地方) 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、
奈良市、和歌山市

(中国地方) 倉敷市、福山市

(四国地方) 高松市、松山市、高知市

(九州・沖縄地方) 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

電子申告等についてのお知らせ

吹田市では、事業所税について電子申告等を受け付けています。

電子申告とはPC d e s kなどのe L T A X対応ソフトウェアを使用して、自宅やオフィスなどからインターネットを経由して申告手続きを行うことです。これまで、複数の都道府県や市区町村に申告の手続きを行う場合は、作成した申告書をそれぞれの受付窓口へ提出する必要がありました。e L T A Xの電子申告では、複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口（ポータルセンタ）になります。

くわしくは、e L T A X（エルタックス）地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電子申告できる様式

- (1) 申告書（第44号様式及び別表1～4）
- (2) 事業所用家屋の貸付申告書（吹田市での様式とは若干異なります。）
- (3) 事業所等新設・廃止申告書（吹田市での様式とは若干異なります。）

また、電子申告では申請・届出扱いとなります。）

その他の様式については、吹田市では取扱できません。

4 事業所税の概要

区分	資産割	従業者割
1 課税客体	事業所等において法人又は個人の行う事業	
2 納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
3 課税標準	事業所等の用に供する事業所用 家屋の床面積（事業所床面積） ＜法人＞事業年度終了の日現在 における事業所床面積 ＜個人＞その年の12月31日 現在における事業所床面積	課税標準の算定期間中に支払わ れた従業者給与総額 ＜法人＞事業年度中に支払われ た従業者給与総額 ＜個人＞その年中に支払われた 従業者給与総額
4 税率	事業所床面積1㎡につき 600円	従業者給与総額の0.25%
5 免税点	市内の事業所床面積合計 （非課税部分を除く）が 1,000㎡以下	市内の事業所従業者合計 （非課税該当者を除く）が 100人以下
6 納付の方法	申告納付	
7 納付期限	＜法人＞事業年度終了の日から2か月以内 ＜個人＞翌年の3月15日まで	
8 税額の 計算方法	課税標準となる事業所床面積 ×600円 ◎課税標準となる事業所床面積 （事業所床面積） －（非課税に係る事業所床面積） －（課税標準の特例適用に係る 控除事業所床面積）	課税標準となる従業者給与総額 ×0.25/100 ◎課税標準となる従業者給与総額 （従業者給与総額） －（非課税に係る従業者給与総額） －（課税標準の特例適用に係る 控除従業者給与総額）
資産割と従業者割の合計額		
9 非課税	＜人的非課税＞ ・国及び非課税独立行政法人並びに公共法人 ・公益法人等又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除く。） ＜用途非課税＞ ・教育文化施設、社会福祉施設及び水道施設等の都市施設で一般 的に市が行うものと同種のもの又は極めて収益性の薄いもの ・法令をもって明定された国の施策に従って実施する中小企業の 高度化等の事業に係る施設 ・事業主がその雇用する勤労者のために設置する福利厚生施設 ・百貨店、旅館、劇場その他の消防法に規定する防火対象物で多 数の者が出入するものに設置される防火水槽、排煙設備等の消 防用設備及び建築基準法に規定する避難階段等の防災に関する 施設 等	
10 課税標準の 特例	＜人的課税標準の特例＞ ・協同組合等がその本来の事業の用に供する施設については、資 産割及び従業者割に係る課税標準の1/2を控除 ＜用途課税標準の特例＞ ・各種学校の教育施設、タクシー事業の用に供する施設等につい ては、資産割及び従業者割に係る課税標準の1/2を控除 ・ホテル、旅館等の用に供する施設等については、資産割に係る 課税標準の1/2を控除 ・倉庫業者の倉庫等については、資産割に係る課税標準の3/4 を控除 等	

（注）非課税、課税標準の特例は代表的なものを記載しています。

（注）免税点以下となる場合でも、市内の事業所床面積の合計が800㎡を超える場合、
もしくは、従業者の合計が80人を超える場合、申告書の提出が必要となります。

（注）事業所税には法人税や法人市民税のような申告納付期限の延長制度はありません。

第 2 事業所税のしくみ

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

【通知 9 章 3 ③】

(1) 事業所等とは

事業所等とは、自己の所有に属するものであると否とを問わず事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいい、基本的には住民税や事業税の事務所・事業所と同じ考え方によるものです。したがって、事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、無人倉庫など人的設備を欠く施設もこれらを管理する事務所等が市域の内外を問わず存する限り事業所等に該当します。

(2) 事業所等において行われる事業とは

事業とは、物の生産、物流、販売、サービスの提供などに係るすべての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる附随的な事業も含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの（外交員のセールス活動など）も事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業になります。

(3) 事業所等に該当しないもの

①	社宅、社員寮などの住宅	住宅は本来、事業所税の課税客体ではありません。
②	設置期間が 2 ～ 3 ヶ月程度の現場事務所、仮小屋など	これらの場所で行われる事業に継続性がないため、事業所等として扱いません。
③	建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が 1 年未満のもの	②と同じく事業に継続性が認められないこと及び最近の大型建設工事の実態を考慮して、②の場合より設置期間の長いものも事業所等の範囲から除きます。

【通知 9 章 3 ③】

2 納税義務者

納税義務者は、事業所等において事業を行う法人又は個人です。

【法 7 0 1 の 3 2 ①、通知 9 章 3 ④】

(1) 貸ビル等の場合

事業所等の用に供している家屋（以下「事業所用家屋」といいます。）の所有権との関連は問いません。したがって、貸ビルなど第三者の所有する事業所用家屋を借用して事業を行っている場合は、所有者ではなく、その借受人（テナント）が納税義務者となりますが、次の場合にご留意ください。

①	入居者とは、一般的には所有者との賃貸借契約における借主を指しますが、名義上の借主と実質上の借主とが異なる場合（また貸しなどの場合）は、実質上の借主が納税義務者となります。
②	貸ビル等の所有者及び管理者が、当該貸ビル内に事業所等を有する場合は、その事業所等についての納税義務者となります。
③	貸ビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないので、課税対象になりません。

また、貸ビルの所有者及び管理者は、貸しつけている事業所用家屋の床面積等について別途「事業所用家屋の貸付申告書」の提出をしなければなりません。

【法 7 0 1 の 5 2 ②、条 7 4 の 1 0 ②】

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされて事業所税の納税義務者となります（ただし、非収益事業は非課税となります）。

【法 7 0 1 の 3 2 ③】

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、事業所税の納税義務者となります。

【通知 9 章 3 ④ア】

(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合

法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合には、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となります。

【法 7 0 1 の 3 3】

(5) みなし共同事業の場合

事業主の事業とその特殊関係者の事業が同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は共同事業とみなされ（みなし共同事業）、これらの者には連帯納税義務が課せられます。

この場合、事業主の免税点については、事業主が行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る同一家屋での事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。

なお、課税標準は事業主が行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

特殊関係者とは、事業主と親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む）で次に掲げる者をいいます。

【法 7 0 1 の 3 2 ②、通知 9 章 3 ④ウ】

- ① 事業主の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の事業主の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）で、事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ③ ②に掲げる者以外の事業主の使用人その他の個人で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ ①、②に掲げる者以外で事業主に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者と①～③の一に該当する個人
- ⑤ 事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④に該当する関係がある者
- ⑥ 事業主を判定の基礎として「同族会社」に該当する会社
- ⑦ 事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

みなし共同事業についての詳細は「第 3 みなし共同事業」(P.2 1)をご覧ください。

【令 5 6 の 2 1】

3 資産割の課税標準・税率・免税点

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」とで構成され、その合計額で課税されます。各々の課税標準の算出は、市内のすべての事業所分を合算して行います。

(1) 課税標準

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が課税標準となります。

【法701の40①】

ア 課税標準の算定期間

- ・ 法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・ 個人の場合は、個人に係る課税期間（その年の1月1日から12月31日までの期間）をいいます。

課税標準の算定期間の月数が12ヵ月に満たない場合や課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合については、P.8（カ）、P.9（キ）を参照してください。

イ 事業所床面積とは

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

【法701の31①(4)、令56の16】

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいいます。

【法701の31①(6)】

ウ 家屋とは

事業所税における家屋の意義は固定資産税における家屋の意義と一致します。

したがって、不動産登記法の建物とも原則として意義を同じくしますが、具体的には、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものを家屋といい、未登記の物件も課税対象となります。

エ 床面積の算定方法

事業所用家屋の各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により1平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数は切捨てます。

オ 共用部分がある場合の取扱い

1 の事業所用家屋を 2 人以上で使用する場合など事業所用家屋に共用部分があるときは、それぞれの者について次の算式によって算出した面積が事業所床面積となります。

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{その者の事業所部分の延床面積（その者の専用部分の床面積）} + \text{もっぱら事業所等の用に供する各共用部分の延床面積の合計（共用部分の床面積）}}{\text{その者の事業所部分の延床面積（その者の専用部分の床面積）}} \times \frac{\text{各共用部分に対応する事業所部分の延床面積の合計（各専用部分の床面積の合計）}}{\text{各共用部分に対応する事業所部分の延床面積の合計（各専用部分の床面積の合計）}}$$

共用部分とは、各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には、貸ビル等のエレベーター室、エレベーター前ホール、廊下、階段、機械室、電気室等をいい、これらは入居者全員の共用部分となります。

カ 課税標準の算定期間の月数が 12 ヶ月に満たない場合

6 ヶ月決算法人、年の中途中で事業を開始又は廃止した法人など、課税標準の算定期間が 12 ヶ月に満たない場合の課税標準となる事業所床面積は、次の算式で算定し、実質的には、課税標準の月割計算を行います。

$$\text{標準課税となる事業所床面積} = \frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

なお、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とします（以下（キ）において同じ）。

キ 新設又は廃止事業所等に係る課税標準の月割計算

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、それぞれ次の算式によって月割計算します。 【法 7 0 1 の 4 0 ②】

A 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（Cの事業所等を除く。）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{12}$$

B 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（Cの事業所等を除く。）

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月まで月数}}{12}$$

C 課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

$$\text{課税標準となる事業所床面積} = \text{廃止の日における事業所床面積} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月まで月数}}{12}$$

注 1 課税標準の月割計算は事業所等の新設又は廃止があった場合のみ行います。したがって、事業所等の拡張、縮小などの事由に伴い、課税標準の算定期間中に事業所床面積の異動が生じた事業所等については、月割計算は行わず、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が当該事業所等に係る課税標準となります。

注 2 事業所等の廃止により、課税標準の算定期間の末日において吹田市内に全く事業所等を有しなくなった場合又は事業所床面積が免税点以下となった場合は、納税義務がなくなりますので、当該廃止事業所等について、月割計算をする必要はありません。

注 3 賃借施設において事業所等の新設・廃止があった場合、新設の日・廃止の日 は営業等の開始日・終了日ではなく当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

(2) 税率

資産割の税率は、事業所床面積 1 m²につき 6 0 0 円です。 【法 7 0 1 の 4 2】

(3) 免税点

資産割は、市内の各事業所等の事業所床面積の合計床面積（非課税規定（P.16）の適用に係る事業所床面積は除かれます。）が、1, 0 0 0 m²以下の場合には免税点以下となり、資産割は課税されません。また、免税点の判定は、課税標準の特例

(P.1 9) 適用施設がある場合は、課税標準の特例適用前で行います。

【法 7 0 1 の 4 3】

ア 免税点の判定日

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。したがって、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積は、免税点判定の基礎には含まれません。

注 事業所床面積が免税点を超える場合には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る事業所床面積も課税標準に含まれます（月割課税）。

イ 事業を休止している場合

課税標準の算定期間の末日以前 6 ヶ月以上事業を休止している場合、その部分の事業所床面積は、免税点判定には含みますが、課税標準からは除かれます。したがって、事業所床面積が免税点を超える場合は、残りの床面積について申告納付が必要となります。

4 従業者割の課税標準・税率・免税点

(1) 課税標準

課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額が課税標準となります。

【法 7 0 1 の 4 0 ①】

ア 課税標準の算定期間

- ・ 法人の場合は、事業年度をいいます。
- ・ 個人の場合は、個人に係る課税期間（その年の 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間）をいいます。

イ 従業者とは

一般従業者のほか、役員（使用人兼務役員を含みます。）及び日々雇用等の臨時従業者などが従業者に含まれます。ただし障がい者(役員以外)及び年齢 6 5 歳以上の者(役員以外)は除かれます。障がい者とは住民税・所得税における障がい者の意義、範囲に障がい者職業センターにより知的障がい者と判定された者を加えた範囲です。

その他、従業者の範囲については、「従業者の範囲等一覧表」(P.1 2)をご参照ください。

ウ 従業者給与総額とは

従業者に対して支払われた又は支払われるべき（いわゆる発生主義です。）俸給・給与・賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・現物給与などをいうものですが、退職金・年金・恩給・所得税法上非課税とされる給与等（通勤手当等にあつては所得税の非課税所得に該当する額）及び役員に対する利益処分による賞与・損金不算入とされる賞与は含みません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。 【法 7 0 1 の 3 1 ①(5)、通知 9 章 3 ⑥イ】

従業者が事業専従者である場合は、その者に係る事業専従者控除額が従業者給与総額に含まれます。

エ 従業者給与総額の端数処理

課税標準となる従業者給与総額を算出するための従業者給与総額

…………… 1 円単位とします。

課税標準となる従業者給与総額

…………… 1, 0 0 0 円未満の端数金額は切捨てます。

(2) 税率

従業者割の税率は、従業者給与総額の 1 0 0 分の 0. 2 5 (0. 2 5 %) です。

【法 7 0 1 の 4 2】

(3) 免税点

従業者割は、市内の各事業所等の従業者の数の合計数が 1 0 0 人以下の場合には免税点以下となり従業者割は課税されません。

免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

【法 7 0 1 の 4 3】

なお、従業者の数には課税標準の算定期間の末日において、障がい者(役員以外)及び年齢 6 5 歳以上の者(役員以外)並びに非課税規定の適用がある施設に勤務する者は除かれますが、課税施設と非課税施設の両方に勤務する者は含みます。

また、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る従業者は含まれません。ただし、課税標準には、課税標準の算定期間の中途において廃止した事業所等に係る支払給与等も含まれます。

《従業員の範囲等一覧表》

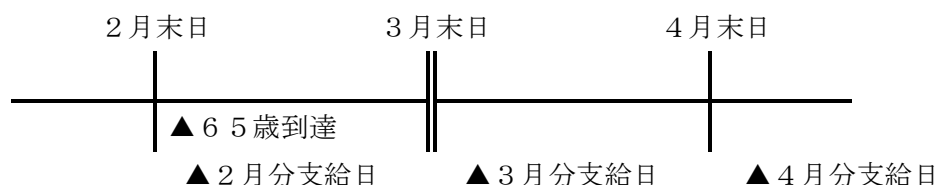
従業員の区分		免税点判定における従業員の範囲	課税標準における従業員給与総額の範囲	備 考
65歳以上の者 (役員を除く)		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	P13 の*1 参照
障がい者 (役員を除く)		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	
役員	無給の役員	従業員に含めない	—————	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業員給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める	
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の額の1/2を従業員給与総額に含める	P13 の*2 参照
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を含め従業員給与総額に含める	
パートタイマー		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	P14 の*4 参照
日々雇用等の臨時従業員		従業員に含めない	従業員給与総額に含める	
休職中の従業員		給料等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める	
中途退職者		従業員に含めない	退職時までの給与等は従業員給与総額に含める	
派遣法に基づく派遣社員		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める	P14 の*5 参照
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業員給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所に派遣されている社員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	出張の場合は含める
外国又は課税区域外への長期出張又は派遣		長期出張の場合は従業員に含める 派遣の場合は従業員に含めない	長期出張の場合は従業員給与総額に含める 派遣の場合は従業員給与総額に含めない	出張が派遣と同様と認められる場合は含めない
保険外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない	

(4) 従業者割の留意事項

* 1 年齢による非課税措置について

障がい者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者においては、免税点は課税標準の算定期間の末日の現況で判定しますが、課税標準はこれらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況により判定します。

<例>事業年度が令和6年4月1日から令和7年3月31日決算分の法人について、毎月1日から月末までの給与を翌月10日に支給する場合で説明しています。



免税点判定：3月末日において65歳のため含めない。

課税標準：2月分は2月末日において64歳のため含める。

3月分は3月末日において65歳のため含めない。

4月分は翌期の控除対象として取り扱う。

* 2 雇用改善助成対象者について

従業者が、次に掲げる雇用改善助成対象者である場合は、当該従業者に対する支払い給与の2分の1に相当する額は従業者給与総額に含みません。

- ① 高年齢者・心身障がい者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進に関する助成（特定求職者雇用開発助成金）に係る者のうち、当該助成金の支給に係る雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ② 作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、公共職業安定所長の指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の者
- ③ 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の雇入れの促進に関する助成（雇用奨励金）に係る者のうち、雇入れの日において年齢55歳以上65歳未満の者

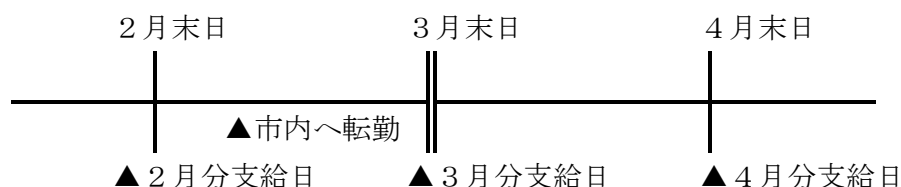
* 3 課税標準の算定期間の中途において転勤した者の給与等について

課税標準の算定期間の中途において、本市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から本市内の事業所等へ転勤した者がある場合は、その者に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額には含まれません。

なお、給与等の支払いの際にどの事業所等に勤務しているのかの判定は、給与計

算の基礎となる期間の末日の現況により行います。したがって、給与の計算期間の末日に本市内の事業所等に勤務し、給与の支給日に他市町村の事業所等に勤務している場合の当該給与は従業者給与総額に含まれることとなります。

＜例＞事業年度が令和6年4月1日から令和7年3月31日決算分の法人について、毎月1日から月末までの給与を当月25日に支給する場合で説明しています。



免税点判定：3月末日において市内勤務のため含める。

課税標準：2月分は2月末日において市外勤務のため含めない。

3月分は3月末日において市内勤務のため含める。

4月分は翌期分として含める。

* 4 パートタイマーについて

パートタイマーとは、形式的な呼称ではなく、当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されるものをいいます。具体的には、所定労働時間が当該事業所等の同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満である場合をいい、免税点判定における従業者の範囲から除きます。

* 5 派遣法に基づく派遣について

派遣法に基づき派遣された従業員が算定期間の末日に本市域外へ派遣されている場合は免税点の判定には含みません。

また、免税点の判定にかかわらず、算定期間中に本市域外へ派遣されていた期間の給与については従業者給与総額から除きます。

* 6 「出向」とは

出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

* 7 「長期出張」とは

課税標準の算定期間を超える期間、企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

* 8 「派遣（派遣法に依らない）」とは

派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

* 9 役員及び使用人兼務役員について

兼務の事業所等が本市域内と本市域外に所在する場合には、当該役員の勤務すべき場所は兼務に係るそれぞれの事業所等であると考えられますので、免税点の判定上はそれぞれに含まれることとなります。

ただし、課税標準については当該役員の主たる勤務地の事業所等の従業者給与総額に含めます。

*10 従業者数に著しい変動がある場合

一つの事業所等の単位で課税標準の算定期間の各月の末日現在における従業者数のうち、最大の従業者数が最小の従業者数の2倍を超える場合、免税点の判定では算定期間の末日の従業者数では判定せず、算定期間の属する各月の末日現在における従業者数を合計した数を算定期間の月数で除した値を従業者数として判定します。

【法701の43④、令56の73】

5 非課税

事業所税の課税の趣旨を勘案し、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。

個々の非課税範囲については、『別表1 非課税対象施設一覧表』(P.42、P.43)をご参照ください。
【法701の34、通知9章3⑤】

(1) 主な非課税施設

ア 福利厚生施設

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設、並びにこれらの者等からの経営の委託を受けて行う専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設が対象となります。

福利厚生施設とは、一般的には、保養所、美容室、理髪室、食堂、体育館（弓道場、柔道場等）、売店、喫茶室、娯楽教養室など事業主が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。

浴場、休憩室、仮眠室、宿泊室等については、事業活動上必要な施設と考えられる場合には、非課税施設に該当しません。

また、研修所は、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられますので、福利厚生施設に該当しません。

【法701の34③(26)、令56の41、通知9章3⑤エ】

(注) 社宅及び社員寮は人の居住の用に供する施設ですので事業所税の対象外です。

イ 駐車場法に規定する路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第2条第2項に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供するもの）をいい、時間貸しの対象となっている部分が該当します（有料、無料を問いません）。例えば、駐車場の一部分を時間貸しの対象としている場合は、当該部分のみ非課税となります。したがって、月極貸し等は路外駐車場に該当しません。

【法701の34③(27)、令56の42】

ウ 特定防火対象物の消防用設備等・防災施設等

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするもので令56の43①で定める防火対象物（以下「特定防火対象物」といいます。）に設置される消防用設備等及び防火施設等は、非課税の規定が適用されます。

特定防火対象物の範囲（下表）並びに非課税の対象となる消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表（P18）をご参照ください。

《特定防火対象物の範囲》

1	(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (2) 公会堂、集会場
2	(1) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの (2) 遊技場、ダンスホール、カラオケボックス等
3	(1) 待合、料理店その他これらに類するもの (2) 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	(1) 病院、診療所又は助産所 (2) 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、障がい者支援施設 (3) 幼稚園、特別支援学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7までに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	地下街
10	建築物の地階（9に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1から7までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存在するものに限る。）

《消防用設備及び防災施設等に係る非課税施設一覧表》

注意：特定防火対象物（P17）に該当しない建物には適用されません。

区 分	整理 番号	非課税対象施設 (注：非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります)	設備等	非課税 割 合
消防用水槽 ・ポンプ室 ・非常用 電 源 等	1	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の消防用設備に係る水槽の設置部分・ポンプ室・パイプスペースの部分及びこれらの設備の非常電源に係る発電室・蓄電池室・変電室・電気配線シャフトの部分	消 防	全 部
	2	動力消火ポンプ設備の格納庫	消 防	全 部
	3	排煙設備の風道及び排煙機の設置部分	消 防	全 部
消化栓薬剤 の貯蔵庫 ・避難器具 格 納	4	消火栓箱、消火用器具の格納箱等設置部分	消 防	全 部
	5	消火薬剤の貯蔵庫等	消 防	全 部
	6	避難器具の設置部分	消 防	全 部
中央管理室 等	7	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	消 防	全 部
	8	中央管理室（7の部分を除く。）	防 災	1／2
階段・廊下	9	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室	防 災	全 部
		(3) (1) 又は (2) 以外の直通階段で避難階へ通じるものの階段室 (4) (1) ～ (3) 以外の階段室（防火区画されているものに限る。）	防 災	1／2
	10	廊下の部分	防 災	1／2
非 常 用 進 入 口 等	11	避難階における屋外への出入口の部分	防 災	1／2
	12	非常用進入口（バルコニーを含む）	防 災	全 部
非常用エレ ベーター・ 吹抜部分等	13	昇降機等 (1) 非常用エレベーターの昇降路（乗降ロビー及び機械室を含む。）	防 災	全 部
		(2) (1) 以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。）	防 災	1／2
		(3) 吹抜部分等（防火区画されているものに限る。）	防 災	1／2
避 難 通 路	14	吹田市火災予防条例の規定により設置する避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） (1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	防 災	全 部
		(2) (1) 以外の避難通路	防 災	1／2
喫 煙 所	15	吹田市火災予防条例の規定により設置する喫煙所	防 災	1／2

※（消防用設備等 1～7）

消防法第17条の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項若しくは第17条の3第1項の規定の適用があるもの。

※（防災施設等 8～13）

建築基準法等の規定に適合するもの又は建築基準法第3条第2項の適用がある建築物に設置されているもの。

※ 床面積は当該設備又は装置により占有される床面積に限られます。したがって天井ダクト等天井、壁等に取り付けられるような機器は占有する床面積がないため、非課税面積もないことになります。

なお、非課税の対象となるのは、特定防火対象物の範囲（P.17）に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等及び防災施設等に限られますので、消防用設備等及び防災施設等が事業所用家屋内に設置されていても、当該事業所用家屋が特定防火対象物に該当しない場合は、非課税規定の適用はありませんのでご注意ください。

なお、非課税規定の適用は資産割のみです。

【法701の34④、令56の43】

（2）非課税の判定日

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

（3）非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段など共用される部分はすべて課税施設と同様の取扱いとなります。

6 課税標準の特例

事業所税は非課税措置と同様にその趣旨及び目的から事業所税の軽減を図るため課税標準の特例措置が講じられています。

個々の課税標準の特例措置については、『別表2 課税標準の特例対象施設一覧表』（P.44、P.45）の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

【法701の41、法附則33、通知9章3⑦】

（1）課税標準の特例の判定日

課税標準の算定期間（法人は事業年度、個人は課税期間）の末日の現況によります。

（2）課税標準の特例適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、課税標準の特例規定の適用がある施設とその他の一般課税施設との間で共用する廊下、階段などがある場合の取扱いについては、上記「（3）非課税施設と課税施設に係る共用部分の取扱い」に準じて行います。

(3) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

別表 2 に掲げた課税標準の特例規定のうち 2 以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。 【令 56 の 71、令附則 16 の 2 の 10】

適用順位	適用条項	別表 2 の整理番号
1	法第 701 条の 41 第 1 項	1 ～ 19
2	法第 701 条の 41 第 2 項	20
3	法附則第 33 条	21 ～ 25

注 1 適用順位に従い、一の規定の適用後の課税標準を基礎として順次つぎの規定が適用されます。

注 2 法第 701 条の 41 第 1 項の表各号の重複適用は行いません。

7 減免

減免とは、税制上一般的には、天災その他特別の事情がある場合において、地方税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、その地方団体の条例の定めるところにより地方税の一部又は全部を徴収しないことをいいます。ただし、減免の規定は非課税・特例控除適用後の課税標準に対し適用されます。

減免を受けようとする場合は、「事業所税減免申請書」を提出することが必要です。

【法 701 の 57、通知 9 章 3⑧、条 74 の 12、条規 21】

(1) 減免の範囲

本市においては、『別表 3 減免対象施設一覧表』(P.46、P.47)に掲げる施設について減免措置を講じています。

(2) 減免の判定日

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

第 3 み な し 共 同 事 業

1 みなし共同事業と免税点

事業主が「2 特殊関係者の範囲」(P.22)に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主(特殊関係者を有する者)と同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は共同事業とみなされます(みなし共同事業)。

【法701の32②】

みなし共同事業であるかどうかの判定は、個人にあっては個人に係る課税期間の末日の、法人にあっては事業年度の末日の現況により行います。 【令56の21⑤】

この場合、事業主の免税点については、事業主が行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る同一家屋での事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。 【令56の75②】

なお、課税標準は事業主が行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

<例1>

事業主Aの免税点判定は、共同事業とみなされる特殊関係者Bの事業所床面積・従業者数を合算して行います。

この結果、事業主Aの免税点判定における事業所床面積は $1,100\text{ m}^2$ ($500\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2$)、従業者数は110人(50人+60人)となり、資産割・従業者割ともに免税点を超えることとなります。

なお、課税標準には、特殊関係者Bの分は含めません。

事業主A (特殊関係者 を有する者)		B (Aの特殊関係者)	
500 m ² (共用部分を含む)		600 m ² (共用部分を含む)	
50 人		60 人	

*市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられた場合等、特別の事情に限り共同事業とみなされない場合があります。 【令56の21②】

2 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます。 【令56の21①】

なお、文章中の「同族会社」については「3 同族会社の判定」(P.24)を参照してください。

(1) 特殊関係者となる個人

ア 事業主の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹 【同条同項(1)】

イ (ア)に掲げる者以外の事業主の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの 【同条同項(2)】

ウ (イ)に掲げる者以外の事業主の使用人その他の個人で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの 【同条同項(3)】

エ (ア)、(イ)に掲げる者以外で事業主に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人及びその者とア～ウの一に該当する個人 【同条同項(4)】

オ 事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員である個人及びその者とア～エに該当する関係がある者 【同条同項(5)】

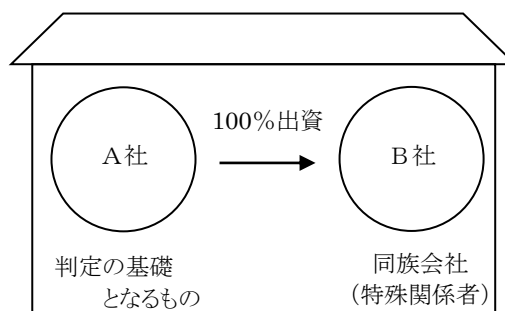
(2) 特殊関係者となる法人

ア 事業主を判定の基礎として「同族会社」に該当する会社 【同条同項(6)】

同族会社に該当する会社が特殊関係者となり、その会社が同族会社であるか否かの判定に関与した株主等のすべてが特殊関係者を有するものとなります。

<例2>

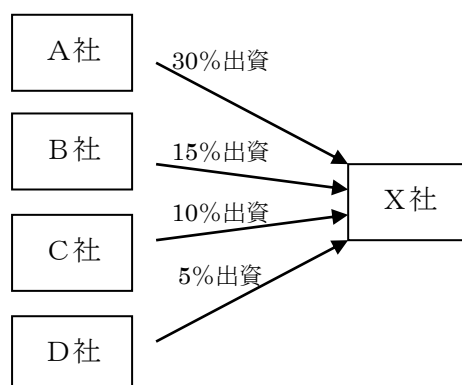
A社からみてB社は特殊関係者に該当しますが、B社がA社に出資等をしていない場合はB社からみてA社は特殊関係者に該当しません。(B社は出資比率からA社を判定の基礎として同族会社に該当します。)



*株主等の構成が異なる場合には、この関係が変わってきます。「3 同族会社の判定」(P.24)を参照してください。

<例 3>

A社、B社及びC社の3社でX社を同族会社であると判定できるため、A社、B社及びC社からみてX社は特殊関係者に該当しますが、D社はX社が同族会社であるか否かの判定には関与していないため、D社からみてX社は特殊関係者に該当しません。



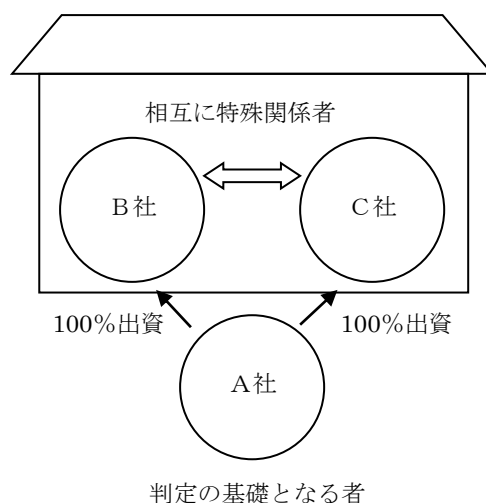
*株主等の構成が異なる場合には、この関係が変わってきます。「3 同族会社の判定」(P.24)を参照してください。

イ 事業主が同族会社である場合で、同族会社と判定される基礎となった株主又は社員（これらの者と（1）特殊関係者となる個人の（ア）～（エ）（P.22）に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

【同条同項（7）】

<例 4>

同族会社の判定の基礎となった者が同一であるB社・C社が相互に特殊関係者に該当します。判定はA社が同一家屋で事業をしているかを問いません。（B社・C社は出資比率からともにA社を判定の基礎として同族会社に該当します。）



*株主等の構成が異なる場合には、この関係が変わってきます。「3 同族会社の判定」(P.24)を参照してください。

3 同族会社の判定

(1) 同族会社と同族関係者

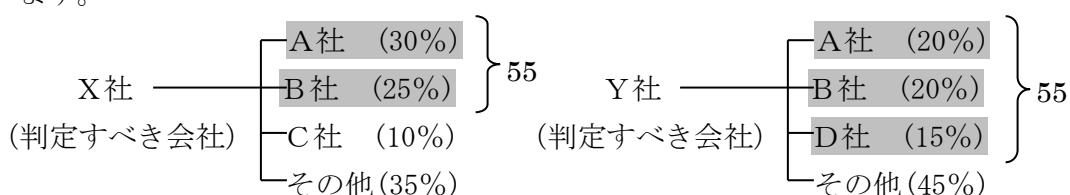
同族会社とは、その会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと「特殊の関係のある個人及び法人」（同族関係者）が有するその会社の株式の合計又は出資金額の合計が、その会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の100分の50を超える場合等のその会社をいいます。 【法人税法2①(10)】

「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税法施行令第4条に掲げる同族関係者のことをいいます。よって、同族会社の判定は、その会社の株主の一人（一法人）と、この株主の同族関係者を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ上位第3順位までで所有する株式の合計がその会社の発行済株式の総数（その会社が有する自己の株式を除く。）の100分の50を超えるか否かによって行うこととなります。

なお、第1順位の株主グループが所有する株式の合計のみでその会社の発行済株式の総数の100分の50を超える場合の第2順位、第3順位の株主グループ、第1順位と第2順位の株主グループが所有する株式の合計のみでその会社の発行済株式の総数の100分の50を超える場合の第3順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には関与しなかったものとされます。

<例5> （便宜上株式会社を例にとって説明します。）

X社・Y社の株主とその株式の保有率に基づいて特殊関係者の判定を行います。簡略化のため、自己株式を有する会社がなく、同族関係者がいないものと考えます。



X社・Y社はいずれも同族会社に該当し、 部分の株主がそれぞれの同族会社の判定の基礎となった株主に該当します。

次に、X社とY社がそれぞれの特殊関係者であるか否かを判定します。

Y社が同族会社と判定される基礎となった株主はA社・B社・D社であり、その一部であるA社・B社を判定の基礎としてX社は同族会社となっているため、X社はY社の特殊関係者となります。

X社が同族会社と判定される基礎となった株主はA社・B社であり、その全部又は一部を判定の基礎としてY社は同族会社とならないため（D社を加えて判定しないと同族会社となりません。）、Y社はX社の特殊関係者とはなりません。

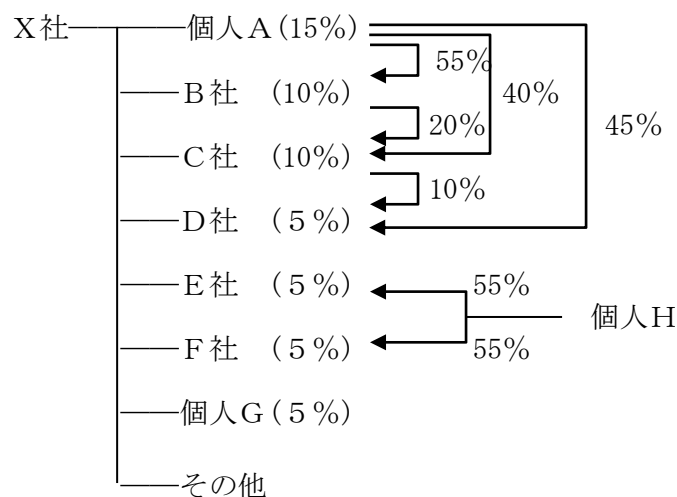
なお、X社はA社及びB社の特殊関係者であり、また、Y社はA社、B社及びD社の特殊関係者となります。

(2) 同族関係者の範囲

- ① 株主等の親族（6親等内血族、配偶者及び3親等内姻族）
 - ② 株主等の内縁の夫又は妻
 - ③ 株主等である個人の使用人
 - ④ ①～③以外で株主等から受ける金銭その他の資産で生計を維持している者
 - ⑤ ②～④と生計を一にするこれらの者の親族
 - ⑥ 判定会社株主等の一人（個人であれば上記①～⑤の同族関係者を含みます。以下同じ）が発行済株式等（その有する自己の株式等を除く。以下同じ）の50%超を有する場合のその会社
 - ⑦ 判定会社株主等の一人と⑥の会社で発行済株式等の50%超を有する場合のその会社
 - ⑧ 判定会社株主等の一人と⑥及び⑦の会社で発行済株式等の50%超を有する場合のその会社
 - ⑨ 同一の個人又は法人（人格のない社団等を含みます。）と⑥～⑧の関係にある2以上の会社が、判定会社株主等であるときのこれらの会社
- ※ 判定会社株主等とは、同族会社であるか否かを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式等を有する場合のその会社を除く。）をいいます。

<例6>

同族関係者がある場合の一例です。まず、X社の株主の同族関係を判定し株主グループを判定します。その後、その株主グループごとに、X社の発行済株式の保有率に基づいて特殊関係者の判定を行います。



個人AはB社・C社・D社の、B社はC社の、C社はD社の、個人HはE社・F社の株式を所有しています。

B社の株式を個人Aが55%所有していることから、B社は同族会社であり、個人Aの同族関係者に該当します。

C社の株式を個人Aとその同族関係者のB社が合計60%(40+20)所有していることから、C社は同族会社であり、個人Aの同族関係者に該当します。

D社の株式を個人Aとその同族関係者のC社が合計55%(45+10)所有していることから、D社は同族会社であり、個人Aの同族関係者に該当します。

E社の株式を個人Hが55%所有しておりF社も同様であるため、E社・F社はともに同族会社であり、相互に同族関係者となります。

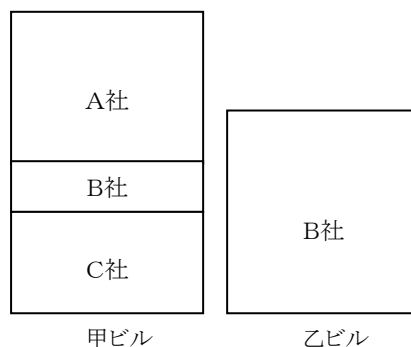
よって、X社の株式を所有する株主(グループ)は、個人A・B社・C社・D社で合計40%を所有するグループ、E社・F社で合計10%を所有するグループならびに個人G(5%所有)で、会社の発行済株式の総数の100分の50を超えることとなり、X社は同族会社であり、同族会社と判定される基礎となった株主は個人A・B社・C社・D社・E社・F社・個人Gとなります。

これらの全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社は、X社の特殊関係者となります。

4 みなし共同事業での免税点判定と課税標準の算定例

<例7>

市内の甲ビル・乙ビルで事業を行うA社・B社・C社について、みなし共同事業となる場合は、それぞれの免税点判定と課税標準の算定は以下のとおりとなります。



① 各社の関係

A社はB社の株式の60%を有している

A社はC社の株式の10%を有している

B社はC社の株式の50%を有している

② 各社の床面積・従業者数

甲ビルにおけるA社の床面積 900 m²、従業者数 100 人

甲ビルにおけるB社の床面積 300 m²、従業者数 30 人

甲ビルにおけるC社の床面積 600 m²、従業者数 20 人

乙ビルにおけるB社の床面積 1,200 m²、従業者数 50 人

③ 特殊関係者を有するものと特殊関係者

A社を判定の基礎としてB社は同族会社

→A社からみてB社は特殊関係者

A社・B社を判定の基礎としてC社は同族会社

→A社からみてC社は特殊関係者、B社からみてC社は特殊関係者

④ 免税点判定（特殊関係者の同一家屋内の事業所を合算して判定します。）

A社：資産割 $900 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 = 1,800 \text{ m}^2$ （免税点超）

従業者割 $100 \text{ 人} + 30 \text{ 人} + 20 \text{ 人} = 150 \text{ 人}$ （免税点超）

B社：資産割 $300 \text{ m}^2 + 600 \text{ m}^2 + 1,200 \text{ m}^2 = 2,100 \text{ m}^2$ （免税点超）

従業者割 $30 \text{ 人} + 20 \text{ 人} + 50 \text{ 人} = 100 \text{ 人}$ （免税点以下）

C社：資産割 600 m²（免税点以下）

従業者割 20 人（免税点以下）

⑤ 課税標準（特殊関係者を合算しません。）

A社：資産割 900 m²

従業者割 100 人に係る従業者給与総額

B社：資産割 1,500 m² (300 m² + 1,200 m²)

(簡略化のため非課税に該当することがないものとして説明しています)

第 4 申 告 及 び 納 付 に つ い て

事業所税は、納税者自身で納付すべき税額を計算し、その結果を申告、納付してください。
【法 701 の 45、701 の 46、701 の 47】

1 事業所税の申告

申告が必要な場合	提 出 期 限	提出書類
市内で事業を行う者のうち、市内の事業所床面積（非課税部分を除く。）の合計が、1,000㎡を超える場合又は市内の従業者数（非課税該当者を除く。）の合計が100人を超える場合	(法人) 事業年度終了の日から 2ヵ月以内 (注1)	申告書 (第44号様式 及び別表1～4)
市内で事業を行う者のうち、市内の事業所床面積の合計が800㎡を超える場合又は従業者数の合計が80人を超える場合	(個人) 翌年の3月15日まで (注2)	その他添付資料

注1 法人市民税とは異なり、事業所税の申告納付期限は延長されませんのでご注意ください。

注2 ①年の中途において事業を廃止した場合は、その事業の廃止の日から1ヵ月以内
②事業の廃止が納税義務者の死亡による場合は、その死亡の日から4ヵ月以内

2 申告書に添付する明細書等

「事業所等明細書」(第44号様式別表1 P.36)をすべての場合に添付していただくとともに、次のような場合は、それぞれに掲げる明細書等をあわせて添付してください。

(1) 非課税の規定に該当する施設等 (P.42～43 参照) がある場合
「非課税明細書」(第44号様式別表2 P.37)

(2) 課税標準の特例の規定に該当する施設等 (P.44～45 参照) がある場合
「課税標準の特例明細書」(第44号様式別表3 P.38)

(3) 事業所部分に共用部分がある場合
「共用部分の計算書」(第44号様式別表4 P.39)

平面図等の添付について（お願い）

申告書等の提出にあわせて、次のような書類の添付等をお願いすることがあります。

- ① 事業所床面積の算出の基礎となった建物図面、求積表等
- ② 従業者数及び従業者給与総額の算定の基礎となった資料
- ③ 非課税施設及び課税標準の特例適用対象施設であることを証する書類
- ④ 非課税床面積及び課税標準の特例提供対象床面積の算出の基礎となった図面、求積表等
- ⑤ 非課税従業者数、非課税従業者給与総額及び課税標準の特例適用対象従業者給与総額の算定の基礎となった資料

3 修正申告及び更正の請求

（１）修正申告

すでに確定した課税標準額等又は税額等が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、修正申告により増加した税額を納付してください。 【法７０１の４９】

（２）更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額等又は税額等の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算誤り等があったことにより、税額が過大である場合は、法定納期限から５年以内に限り更正の請求ができます。

更正の請求をする場合には、更正前後の課税標準及び税額等、更正の請求をする理由や請求をするに至った事情の詳細等を記載した更正請求書を提出する必要があります。

4 その他の申告

申告が必要な場合	提出期限	提出書類
市内において事業所を新設又は廃止した場合	新設又は廃止の日から２ヵ月以内	事業所等新設・廃止申告書
新築又は増築した事業所用家屋を他の者（法人、個人を問いません。）に貸付ける場合	貸付の日から１ヵ月以内	事業所用家屋の貸付申告書

5 加算金

(1) 過少申告加算金

期限内に申告書を提出した場合で、当該申告税額が過少であった場合は、市長の
なす更正により増加する税額の 10%相当額の過少申告加算金が課せられます。

【法 701 の 61】

(2) 不申告加算金

期限内に申告書を提出しなかった場合は、納付すべき税額の 15%相当額の不申
告加算金（ただし、納付すべき税額が 50 万円を超えた場合は超えた額にさらに
5%加算）が課せられます。

ただし、短期間に繰り返して不申告又は隠蔽・仮装に基づく修正申告の提出等が
あった場合には、さらに 10%が加算されます。

【法 701 の 61】

(3) 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基
礎となるべき事実を隠蔽又は仮装したことによる場合には、重加算金（過少申告加
算金に代えて 35%、不申告加算金に代えて 40%）が課せられます。

ただし、短期間に繰り返して不申告又は隠蔽・仮装に基づく修正申告の提出等が
あった場合には、さらに 10%が加算されます。

【法 701 の 62】

6 延滞金

事業所税額を納期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日ま
での日数に応じ、年 14.6%の割合を乗じて計算した延滞金額を加算して納付して
いただきます。

【法 701 の 59、701 の 60】

なお、次に掲げる税額の区分に応じる期間については年 7.3%の割合で計算しま
す。

税額の区分	年 7.3%の適用期間
提出期限までに提出し た申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から 1 月を経過す る日までの期間
提出期限後に提出した 申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経 過する日までの期間
修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間

上記において、年 14.6%を適用するときには、特例基準割合（租税特別措置法
第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合）に年 7.
3%を加算した割合で計算します。

また、年 7.3%を適用するときには、年 7.3%を上限として特例基準割合に 1%

を加算した割合で計算します。

なお、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは端数を切捨て、その全額が2,000円未満であるときはその全額を切捨てて計算します。

また、その延滞金に100円未満の端数があるときは端数を切捨て、その全額が1,000円未満であるときはその全額を切捨てて計算します。

第 5 申告書等の様式及び記載の手引

1 事業所税の申告様式

・ 具体例	3 4
・ 申告書 (第 4 4 号様式)	3 6
・ 事業所等明細書 (第 4 4 号様式別表 1)	3 7
・ 非課税明細書 (第 4 4 号様式別表 2)	3 8
・ 課税標準の特例明細書 (第 4 4 号様式別表 3)	3 9
・ 共用部分の計算書 (第 4 4 号様式別表 4)	4 0

2 その他の申告様式

・ 事業所等新設・廃止申告書	4 1
・ 事業所用家屋の貸付申告書	4 2

※事業所税の申告書様式は

吹田市のホームページ (<https://www.city.suita.osaka.jp/>)

からダウンロードできます。

「申請書ダウンロード」 ⇒ 「税金」 ⇒ 「事業所税申告書」

端数の取扱い

- 事業所床面積・・・1平方メートルの100分の1未満切捨て
- 従業者給与総額・・・・・・・・・・1円単位
- 課税標準となる従業者給与総額・・・1,000円未満切捨て
- 資産割額・・・・・・・・・・1円未満切捨て
- 従業者割額・・・・・・・・・・1円未満切捨て
- 事業所税額・・・・・・・・・・100円未満切捨て

具体例

乙山不動産株式会社（吹田市豊津町4-7番1号）

南吹田倉庫（1,820 ㎡）は、令和 6 年 7 月 3 1 日に廃止されているので、免税点判定の事業所床面積に含まれません。（ただし、課税標準には月割計算で含まれます。）

○本社＋西山田支店

$$1930.25 \text{ m}^2 + 894.00 \text{ m}^2 = 2,824.25 \text{ m}^2 \quad (\text{免税点超})$$

(2) 課税標準 (計算途中の各床面積に 1 平方メートルの 100 分の 1 未満の端数が生じた場合は、これを切捨てます。)

○本社 1930.25 m^2

○西山田支店 894.00 m^2

○南吹田倉庫 $\left(\begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する} \\ \text{月から廃止の日の属する月までの月数} \end{array} \right)$

$$1820.00 \text{ m}^2 \times \frac{4}{12} = 606.66 \text{ m}^2$$

○本社＋西山田支店＋南吹田倉庫 (端数処理 606.666...)

$$1930.25 \text{ m}^2 + 894.00 \text{ m}^2 + 606.66 \text{ m}^2 = 3430.91 \text{ m}^2$$

2 従業者割

(1) 免税点の判定

P13の*1参照

○本社 $112 \text{ 人} - 6 \text{ 人} (65 \text{ 歳以上の従業者}) = 106 \text{ 人}$

○西山田支店 $30 \text{ 人} - 2 \text{ 人} (65 \text{ 歳以上の従業者}) = 28 \text{ 人}$

○南吹田倉庫

南吹田倉庫 (3 人) は、令和 6 年 7 月 31 日に廃止されているので、免税点判定の従業者数には含まれません。

○本社＋西山田支店

$$106 \text{ 人} + 28 \text{ 人} = 134 \text{ 人} \quad (\text{免税点超})$$

(2) 課税標準

○本社 $691,157,820 \text{ 円} - 30,621,470 \text{ 円} = 660,536,350 \text{ 円}$
(65 歳以上の者に係る支払給与額)

○西山田支店 $184,688,450 \text{ 円} - 10,207,150 \text{ 円} = 174,481,300 \text{ 円}$
(65 歳以上の者に係る支払給与額)

○南吹田倉庫 $2,685,070 \text{ 円}$

○本社＋西山田支店＋南吹田倉庫

$$660,536,350 \text{ 円} + 174,481,300 \text{ 円} + 2,685,070 \text{ 円}$$

$$\rightarrow 837,702,000 \text{ 円} (1,000 \text{ 円未満切捨て})$$

3 税額の計算

○資産割額 $3,430.91 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 2,058,546 \text{ 円}$

○従業者割額 $837,702,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = 2,094,255 \text{ 円}$

○納付税額 $2,058,546 \text{ 円} + 2,094,255 \text{ 円} = 4,152,801 \text{ 円}$

$$\rightarrow 4,152,800 \text{ 円} (100 \text{ 円未満切捨て})$$

4 申告納付

令和 7 年 5 月 31 日までに申告納付

申告書第44号様式記載の手引

受付印 令和 7 年 5 月 31 日 吹田 市長あて	※処理事項		発行年月日		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分					
			通信日付印		確認印													
							申告年月日		令和 年 月 日									
(フリガナ) 氏名又は 名称	〇〇カブシキガイシャ 〇〇株式会社		住 所 又は 所在地	本店	〒 564-0063 (電話 6384-1231) 吹田市江坂町〇丁目〇〇番〇号				事業種目		物品販売業							
個人番号又は 法人番号				支店	(電話)				資本金の額又は は出資金の額		兆		十億		百万		千円	
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	スイタ ハナコ 吹田 花子								所轄税務署名		吹田		税務署					
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日までの 事業年度又は課税期間					の事業所税の 申告書					この申告に 応答する者 の氏名		(電話 6384-1231) 経理課 吹田 太郎						

資	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業 所床面積	①	㎡	2 9 9 7 2 5	従 業 者 割	従業者給与総額	⑫	十億	百万	千	円	8 7 8 5 3 1 3 4 0
	非課税に係る 事業所床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	②	㎡	1 8 2 0 0 0		非課税に係る従業者給与総額	⑬				円	4 0 8 2 8 6 2 0
		①に係る非課税床面積	③	㎡	1 7 3 0 0		控除従業者給与総額	⑭				円	
	控除事業所 床面積	②に係る非課税床面積	④	㎡			課税標準となる従業者給与 総額 (⑫－⑬－⑭)	⑮				円	8 3 7 7 0 2 0 0 0
		①に係る控除床面積	⑤	㎡			従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯				円	2 0 9 4 2 5 5
	課税標準と なる事業所 床面積	②に係る控除床面積	⑥	㎡			既に納付の確定した従業者割額	⑰				円	
①に係る課税標準となる 床面積 × $\frac{1}{1} \frac{2}{2}$		⑦	㎡	2 8 2 4 2 5	資産割額と従業者割額の合計額(⑩+⑰)	⑱				円	4 1 5 2 8 0 0		
割	床面積	②に係る課税標準となる床面積	⑧	㎡	6 0 6 6 6	既に納付の確定した事業所税額(⑪+⑰)	⑲				円	0 0 0	
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨	㎡	3 4 3 0 9 1	この申告により納付すべき事業所税額(⑱-⑲)	⑳				円	4 1 5 2 8 0 0	
		資 産 割 額 (⑨×600円)	⑩	十億	百万	千	円						
既に納付の確定した資産割額		⑪			2 0 5 8 5 4 6	備考							
						関与税理 士 氏 名	(電話)						

欄	記載のしかた	欄	記載のしかた
住所又は所在地	本店の所在地及び吹田市の区域内の事業所等が支店の場合は、市内の主たる支店の所在地をお書きください。電話番号も併せてお書きください。	事業種目	事業の種目を具体的にお書きください。なお2以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を連記し、主たる事業を○印で囲んでください。
氏名又は名称	個人の方は氏名を、法人にあつては名称を記載してください。	資本の金額又は出資金額	期末現在の資本の金額又は出資金額をお書きください。
法人の代表者氏名	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している方が記名してください。	所轄税務署名	法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名をお書きください。
算定期間	課税標準の算定期間をお書きください。	この申告に応答する者の氏名	この申告書に関して応答していただける方の係及び氏名を記載し押印してください。
事業所床面積	①欄は別表1(事業所等明細書)の明細区分1の合計の㊦欄の数値をお書きください。 ②欄は別表1(事業所等明細書)の明細区分2の合計の㊦欄の数値をお書きください。	事業所税の申告書	修正申告(法701の49②の申告)の場合は「修正」の文字を空白部分にお書きください。 一般の申告(法701の46又は47の申告)の場合は、当該部分の記載は不要です。
非課税に係る事業所床面積	③欄は別表2(非課税明細書)の中で算定期間を通じて使用した事業所等に該当する非課税床面積の合計をお書きください。 ④欄は別表2(非課税明細書)の中で算定期間の中途において新設・廃止された事業所等に該当する非課税床面積の合計をお書きください。	従業者給与総額⑫	別表1(事業所明細書)の従業者給与総額の合計の数値㊦欄をお書きください。
控除事業所床面積	⑤欄は別表3(課税の特例明細書)の中で算定期間を通じて使用した事業所等に該当する控除床面積の合計をお書きください。 ⑥欄は別表3(課税の特例明細書)の中で算定期間の中途において新設・廃止された事業所等に該当する控除床面積の合計をお書きください。	控除従業者給与総額⑭	別表3(課税標準の特例明細書)の控除従業者給与総額の合計の数値㊦欄をお書きください。
課税標準となる事業所床面積	⑦欄は課税標準の算定期間が12月に満たない場合は(①-③-⑤)の床面積に $\frac{12}{\text{算定期間の月数}}$ を乗じて得た床面積の合計をお書きください。 ⑧欄はそれぞれの事業所等の状況に応じ、(②-④⑥)の数値(算定期間が12月に満たない場合は $\frac{12}{\text{算定期間の月数}}$ を乗じて得た数値)に次に掲げる割合を乗じて得た数値をお書きください。 (1) 算定期間の中途において新設された事業所等(③を除きます。) $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等(③を除きます。) $\frac{\text{算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ (3) 算定期間の中途において新設され、かつ廃止された事業所等 $\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$	既に納付の確定した従業者割額⑰	修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の従業者割額をお書きください。
		この申告により納付すべき事業に係る事業所税額(⑬-⑰)	100円未満の端数が生じた場合は、切捨ててお書きください。
		関与税理士氏名	税理士がこの申告書を作成した場合は、その氏名等をお書きください。
既に納付の確定した資産割額⑪	⑪欄は、修正申告の場合に、既に納付の確定した当期分の資産割額をお書きください。		

申告書第44号様式別表1記載の手引

事業所等明細書

明細区分の別

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

※処理事項
氏名又は称
個人番号又は法人番号

整理番号
事務所
区分
管理番号
申告区分

〇〇株式会社

※	明細区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	資	産	割	従業者割
処理事項		事業所用家屋の所有者	住所・氏名	専用床面積 共用床面積	事業所床面積 (⑦+④)⑤	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業員数 従業者給与総額
	① 2計	本店	江坂町〇-〇〇-〇 江坂ビル	173000		. . から . . まで	人 十億 百万 千 円
		豊津町□□-□	〇〇不動産㈱	30725	203725	月	112 691157820
	① 2計	西山田支店	山田西△△-△	96000		. . から . . まで	
		江坂町×-××-×	〇〇商事㈱		96000	月	30 184688450
	① 2計			269000		. . から . . まで	
				30725	299725	月	142 875846270
	① 2計	南吹田倉庫	南吹田〇-〇-〇〇	182000		6.4.1 から 6.7.31 まで	
		江坂町△-△△-△	〇〇商事㈱		182000	4月	3 2685070
	① 2計			182000		. . から . . まで	
					182000	月	3 2685070
	1 2計					. . から . . まで	
						月	
	1 2計					. . から . . まで	
						月	
	1 2計					. . から . . まで	
						月	

欄	記載のしかた	欄	記載のしかた
明細区分の別	(1)事業所等の全部が算定期間を通じて使用された場合は、1に○印を付してください。 (2)事業所等の全部が算定期間の中途に新設・廃止されたものばかりの場合は、2に○印を付してください。 (3)上記(1)・(2)のいずれにも該当しない場合は、○印を付さないでください。	算定期間	課税標準の算定期間をお書きください。
明細区分	(1)1は事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は1又は2のそれぞれの合計をいいます。 (2)(1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。なお、「明細区分の別」欄に○印を付している場合は、1又は2への○印は不要です。 (3)記載にあたっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順にお書きください。	使用した期間(年月日)	算定期間の中途において新設・廃止された場合のみお書きください。
		同上の月数	算定期間の中途において新設・廃止された場合のみ、次により使用した月数をお書きください。 (1)算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除きます。)……当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数 (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除きます。)……当該算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数 (3) 算定期間の中途において新設され、かつ廃止された事業所等……当該新設の日の属する月の翌月から、当該廃止の日の属する月までの月数
		従業者数④	期末又は廃止の日現在における従業者数をお書きください。 P13の*1参照 なお、障がい者及び年齢65歳以上の方がいましたら、この欄に含めてお書きください。 ただし、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は当該算定期間の各月末日現在における従業者数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値をお書きください。 なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数の明細を添付してください。
事業所等の名称	事業所等の名称を、「本社」又は「〇〇営業所」等とお書きください。	従業者給与総額④	算定期間中に支払われた給与等の総額を事業所等別にお書きください。 P13の*1参照 なお、障がい者及び年齢65歳以上の方に対して支払われた給与等及び雇用改善助成対象者に対して支払われた給与等(2分の1の控除前の給与等)があれば、それも含めてお書きください。
所在地及びビル名	事業所等の所在地及び「〇〇ビル」等の名称がある場合は当該ビルもお書きください。	事業所床面積(⑦+④)⑤	「専用床面積」と「共用床面積」の合計をお書きください。
事業所用家屋の所有者の住所・氏名	当該事業所等に係る事業所用家屋の所有者の住所(所在地)・氏名(名称)をお書きください。		
専用床面積⑦	期末又は廃止の日現在における専用部分の事業所延床面積をお書きください。		
共用床面積④	専用床面積に対応する別表4(共用部分計算書)の共用床面積⑥をお書きください。		

申告書第44号様式別表2記載の手引

※

非課税明細書

算定期間

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

※
処理
事項

整理番号

事務所

区分

法人(個人)番号

申告区分

氏名又は
名称

〇〇株式会社

個人番号又は
法人番号

※

事業所等の名称

本店

事業所等の所在地

江坂町〇-〇〇-〇 江坂ビル

非課税の内訳

資産割

従業員割

非課税床面積

非課税従業員数

非課税従業員給与総額

法第701条の34第3項第26号該当

10700

人

十億

百万

千

円

法第701条の34第項第号該当

法第701条の34第項第号該当

障害者・(65)歳以上の従業員

6

30

621

470

合計

10700

6

30

621

470

※

事業所等の名称

西山田支店

事業所等の所在地

山田西×-××-×

非課税の内訳

資産割

従業員割

非課税床面積

非課税従業員数

非課税従業員給与総額

法第701条の34第3項第26号該当

6600

人

十億

百万

千

円

法第701条の34第項第号該当

法第701条の34第項第号該当

障害者・(65)歳以上の従業員

合計

6600

2

10

207

150

非課税事業所床面積等の合計

17300

8

40

828

620

欄	記載のしかた	欄	記載のしかた
算定期間	課税標準の算定期間をお書きください。	非課税従業員給与総額㉟	算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税に係る給与等の額を該当項目ごとにお書きください。
事業所等の名称及び所在地	別表1(事業所明細書)の記載した事業所等の名称及び所在地をお書きいただき、その事業所等ごとに他の項目をお書き下さい。	非課税従業員数㊦	期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業員数(障がい者及び非課税となる年齢以上の方(役員以外)を含む。P13の*1参照)を該当項目ごとにお書きください。
非課税の内訳	非課税に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される条項等をお書きください。	非課税床面積㊧	期末又は廃止の日現在における非課税の規定に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれお書きください。 ただし、事業所等の用に供する部分に係る共同の用に供する部分がある場合(別表4の共用部分計算書が添付される場合)は、当該共同の用に供する部分の床面積に係る非課税面積については記載しないでください。
障害者・()歳以上の従業員	13ページの*1を参照し、事業年度の開始日に基づいて()内に非課税となる年齢をお書き下さい。	非課税事業所床面積等の合計	この欄に合計をお書きください。 なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計をお書きください。

第四十四号様式別表二(提出用)

申告書第44号様式別表3記載の手引

課税標準の特例明細書			算定期間	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人(個人)番号	申告区分
						氏名又は 名称	〇〇株式会社				
						個人番号又は 法人番号					
※	事業所等の名称		南吹田倉庫		事業所等の所在地		南吹田△-△-△△				
課税標準の特例内訳			資産割			従業者割					
			課税標準の特例適用 対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額			控除割合	控除従業者給与総額	
			㊦	㊩	㊦×㊩	㊢			㊤	㊢×㊤	
法第701条の41 第1項第14号該当			3 06271	㎡ 3/4	2 29703	十億 百万 千 円			—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当									—		
				—					—		
雇用改善助成対象者									1/2		
合 計											
※	事業所等の名称				事業所等の所在地						
課税標準の特例内訳			資産割			従業者割					
			課税標準の特例適用 対象床面積	控除割合	控除事業所床面積	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額			控除割合	控除従業者給与総額	
			㊦	㊩	㊦×㊩	㊢			㊤	㊢×㊤	
法第701条の41 第 項第 号該当				—		十億 百万 千 円			—	十億 百万 千 円	
法第701条の41 第 項第 号該当				—					—		
				—					—		
雇用改善助成対象者									1/2		
合 計											
控 除 事 業 所 床 面 積 の 合 計						控 除 従 業 者 給 与 総 額 の 合 計					

第四十四号様式別表三（提出用）

欄	記載のしかた	欄	記載のしかた
算定期間	課税標準の算定期間をお書きください。	(従業者割) 控除割合㊩	課税標準の特例に係る該当項目ごとに適用される控除割合をお書きください。
事業所等の名称及び所在地	別表1(事業所明細書)の記載した事業所等の名称及び所在地をお書きいただき、その事業所等ごとに他の項目をお書き下さい。	課税標準の特例適用対象従業者給与総額㊢	算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち、課税標準の特例に係る給与等の額(㊤)の控除割合による控除前の給与等の額)を該当項目ごとにそれぞれお書きください。
課税標準の特例内訳	特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される条項等をお書きください。	控除事業者給与総額の合計	2以上の事業所等について、課税標準の特例の適用がある場合は、この欄に合計をお書きください。なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計をお書きください。
課税標準の特例適用対象床面積㊦	期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目にそれぞれお書きください。なお法701の41㊩及び㊥並びに本法附則33の規定のうち2以上の規定の適用がある場合は、これらの規定の適用を受けるウの欄の「控除床面積」を控除後の床面積です。		
(資産割) 控除割合㊩	課税標準の特例に係る該当項目ごとに適用される控除割合をお書きください。		
控除事業所床面積の合計	2以上の事業所等について、課税標準の特例の適用がある場合は、この欄に合計をお書きください。なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計をお書きください。		

申告書第44号様式別表4記載の手引

共用部分の計算書				算定期間	令和6年4月1日から		※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
					令和7年3月31日まで		処理事項	氏名又は名称		〇〇株式会社			
							個人番号又は法人番号						
※	事業所等の名称			本店		事業所等の所在地		江坂町〇-〇〇-〇 江坂ビル					
専用部分の延べ面積				①	5 1 8 0 0 0		③ の 内 訳		⑦				
①のうち当該事業所部分の延べ面積				②	1 7 3 0 0 0		消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積		㊦	㎡			
非課税に係る共用床面積				③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		㊩		
③以外の共用床面積				④	9 2 0 0 0				2分の1が非課税となる共用床面積		㊷	(× $\frac{1}{2}$)	
共用床面積の合計 (③+④)				⑤	9 2 0 0 0		㊦～㊷以外の非課税に係る共用床面積		㊥				
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)				⑥	5 0 7 2 5		合 計 (㊦～㊥)		㊦				
※	事業所等の名称					事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積				①			③ の 内 訳		⑦				
①のうち当該事業所部分の延べ面積				②			消 防 設 備 等 に 係 る 共 用 床 面 積		㊦	㎡			
非課税に係る共用床面積				③			防災に関する設備等		全部が非課税となる共用床面積		㊩		
③以外の共用床面積				④					2分の1が非課税となる共用床面積		㊷	(× $\frac{1}{2}$)	
共用床面積の合計 (③+④)				⑤			㊦～㊷以外の非課税に係る共用床面積		㊥				
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)				⑥			合 計 (㊦～㊥)		㊦				

欄	記載のしかた	欄	記載のしかた
算定期間	課税標準の算定期間をお書きください。	③の内訳⑦	⑦、①及び⑨の欄は、事業所等が17ページの特定防火対象物である場合に限りお書きください。
事業所等の名称及び所在地	別表1(事業所明細書)の記載した事業所等の名称及び所在地をお書きいただき、その事業所等ごとに他の項目をお書き下さい。	消防施設等に係る共用床面積⑦	共用部分の床面積(以下「共用床面積」という。)のうち、令56の43②に掲げる消防設備等に係る床面積をお書きください。
専用部分の延べ面積①	共用部分以外の部分(以下「専用部分」という。)で⑤の欄の共用部分に関連を有する専用部分の延べ面積をお書きください。	全部が非課税となる共用床面積①	共用床面積のうち令56の43③(1)イ、(4)及び(5)イに掲げる避難階段等に係る床面積をお書きください。
①のうち当該事業所部分の延べ面積②	①の専用部分の延べ面積のうち、この計算書に係る事業所部分の延べ面積(以下「専用床面積」という。)をお書きください。 なお、この専用床面積は、第44号様式別表1の「専用床面積ア」の欄と一致します。	2分の1が非課税となる共用床面積⑦	共用床面積のうち令56の43③(1)ロ、(2)、(3)及び(5)ロに掲げる設備等に係る床面積の2分の1を乗じて得た面積をお書きください。
非課税に係る共用床面積③	④の欄の数値をお書きください。	「ア～ウ以外の非課税に係る共用床面積④	共用床面積のうち、⑦、①及び⑨以外の非課税に係る共用床面積をお書きください。
③以外の共用床面積④	共用部分の延べ面積のうち④の欄の数値(非課税に係る共用床面積)以外の部分の床面積をお書きください。		
事業所床面積となる共用床面積 (④× $\frac{②}{①}$)⑥	共用部分のあん分計算については、④×②÷①の順に計算し、演算後1平方メートルの100分の1未満の数値を切捨ててお書きください。 なお、この⑥欄の数値を第44号様式の別表1の資産割の④欄の共用床面積欄に転記してください。		

受付印

事業所等 新設
廃止 申告書

令和 7年 11月 17日

吹 田 市 長 宛

申 告 者	住所又は所在地	吹田市南吹田〇丁目〇〇番〇号		
	フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		
	氏名又は名称	〇〇株式会社		
	フリガナ	スイタ タロウ		
	法人の代表者氏名	吹田 太郎		
	個人番号又は 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
	事業種目	空調機器製造業	法人の場合 決算期	3月
この申告に応答 する者の氏名	吹田 花子	電話番号	06-6384-1231	

地方税包第701条の52第1項及び吹田市市税条例第74条の10第1項の規定により、次のとおり申告します。

新 設 又 は 廃 止 し た 事 業 所 等	所在地	吹田市 垂水町〇丁目〇〇番〇号				
	名称					
	新設又は廃止の年月日	令和 7年 10月 31日 新 設 ・ 廃 止				
	事業所等の 床面積	専用	1500 00 m ²	事業所等の 使用状況等	自己 所有	☒ 全部自己使用
		共用	200 00 m ²		☐ 一部賃貸	
		合計	1700 00 m ²		☐ 賃借等	
従業者数	当該事業所等に係る従業者数			40人		
	吹田市内の合計従業者数			50人		

事業所等を借りている場合、貸主の氏名等を次の欄に記載してください。

住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号
備考

受付印

事業所用家屋の貸付申告書

令和 7年 10月 1日

吹 田 市 長 宛

申 告 者	住所又は所在地	吹田市泉町△丁目△△番△号		事業所用家屋の明細	
	フリガナ	カブシキガイシャ ○○フドウサン		専用床面積	1300.00 m ²
	氏名又は名称	株式会社 ○○不動産		共用床面積	800.00 m ²
	フリガナ	スイタ タロウ		合計延床面積	2100.00 m ²
	法人の代表者氏名	吹田 太郎			
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		建物の名称	吹田第一ビル
	この申告に応募する者の氏名	吹田 花子	電話番号		
事業所用家屋の所在地		吹田市泉町×丁目×番××号			

地方税法第701条の52第2項及び吹田市市税条例第74条の10第2項の規定により、次のとおり申告します。

借 受 者 に つ い て						
1	住所又は所在地	大阪市○○区○○町1丁目1番1号		使用 床 面 積	専用	520.00 m ²
	氏名又は名称	○○工業 株式会社			共用	320.00 m ²
	電話番号				合計	840.00 m ²
2	住所又は所在地	東京都○○区○○町1丁目1番1号		使用 床 面 積	専用	260.00 m ²
	氏名又は名称	○○商事 株式会社			共用	160.00 m ²
	電話番号				合計	420.00 m ²
3	住所又は所在地	吹田市○○町1丁目1番1号		使用 床 面 積	専用	260.00 m ²
	氏名又は名称	株式会社 ○○○○			共用	160.00 m ²
	電話番号				合計	420.00 m ²
4	住所又は所在地			使用 床 面 積	専用	130.00 m ²
	氏名又は名称	(自社事務所)			共用	80.00 m ²
	電話番号				合計	210.00 m ²
5	住所又は所在地			使用 床 面 積	専用	130.00 m ²
	氏名又は名称	(空室)			共用	80.00 m ²
	電話番号				合計	210.00 m ²

別表 1 《非課税対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	要 件 等	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	国・公共法人	国及び非課税独立行政法人、法人税法第2条第5号に規定する公共法人	○	○	法701の34 ①
2	公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業に係るもの	○	○	〃 ②
3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	〃 ③-3
4	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	〃 ③-4
5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	〃 ③-5
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃 ③-6
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	〃 ③-7
8	一般廃棄物処理施設	市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-8
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院・診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び看護師等医療関係者の養成所	○	○	〃 ③-9
10	保護施設	生活保護法に規定する保護施設	○	○	〃 ③-10
11	小規模保育施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-10の2
12	児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設	○	○	〃 ③-10の3
13	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○	〃 ③-10の4
14	老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設	○	○	〃 ③-10の5
15	障がい者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者支援施設	○	○	〃 ③-10の6
16	社会福祉施設	社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-10の7
17	包括的支援事業施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-10の8
18	家庭的保育事業等施設	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-10の9
19	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	〃 ③-11
20	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	〃 ③-12
21	卸売市場	卸売市場法で規定する卸売市場及びその機能を補完する施設	○	○	〃 ③-14
22	電気事業用施設	電気事業法に規定する電気事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-16
23	ガス事業用施設	ガス事業法に規定するガス事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-17

別表1 《非課税対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	要 件 等	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	
24	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うものが都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、一定の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-18
25	中小企業が共同して行う事業用施設	総合特別区域法に規定する事業を行うものが市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、一定の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-19
26	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設	○	○	〃 ③-20
27	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③-21
28	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナル用施設で、事務所以外の施設	○	○	〃 ③-22
29	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち国際路線に係るもの	○	○	〃 ③-23
30	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する電気通信事業（携帯電話、自動車電話等を除きます。）の用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	〃 ③-24
31	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	〃 ③-25
32	郵便事業用施設	郵便事業株式会社及び郵便局による郵便物の送達に係る施設、郵便切手類販売に係る施設	○	○	〃 ③-25の2
33	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	〃 ③-26
34	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	〃 ③-27
35	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐車場	○	○	〃 ③-28
36	高速道路施設	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設（休憩所、給油所等を除く）のうち事務所以外の施設	○	○	〃 ③-29
37	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備又は防災設備等	○	—	〃 ④
38	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	〃 ⑤

別表２ 《課税標準の特例対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	要 件 等	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
１	協 同 組 合 等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	１／２	１／２	法 ７ ０ １ の ４ １ ①－１
２	各 種 学 校 等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校が直接教育の用に供する施設	１／２	１／２	〃 ①－２
３	公 害 防 止 施 設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止のための施設	３／４	－	〃 ①－３
４	公 害 防 止 事 業 用 施 設	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業、廃油処理事業等の用に供する施設で、事務所以外の施設	３／４	１／２	〃 ①－４
５	家 畜 市 場	家畜取引法に規定する家畜市場	３／４	－	〃 ①－５
６	生 鮮 食 料 品 価 格 安 定 用 施 設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	３／４	－	〃 ①－６
７	醸 造 業 の 製 造 用 施 設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設	３／４	－	〃 ①－７
８	木 材 市 場 ・ 木 材 保 管 施 設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	３／４	－	〃 ①－８
９	ホ テ ル ・ 旅 館 用 施 設	旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業（風俗関連営業の届出を要するものを除く。）の用に供する施設で、宿泊の用に係る施設	１／２	－	〃 ①－９
１０	港 湾 施 設 の う ち 一 定 の も の	港湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	１／２	１／２	〃 ①－１０
１１	港 湾 施 設 の う ち 上 屋 、 倉 庫	上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	３／４	１／２	〃 ①－１１
１２	外 国 貿 易 コ ン テ ナ ー 施 設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	１／２	－	〃 ①－１２
１３	港 湾 運 送 事 業 用 上 屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	１／２	－	〃 ①－１３
１４	倉 庫 業 者 の 営 業 用 倉 庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	３／４	－	〃 ①－１４
１５	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	１／２	１／２	〃 ①－１５
１６	公 共 の 飛 行 場 に 設 置 さ れ る 施 設	公共の飛行場に設置される航空運送事業の用に供する施設で格納庫、運行管理施設、航空機整備施設等	１／２	１／２	〃 ①－１６
１７	流 通 業 務 地 区 内 の 上 屋 、 店 舗 等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	１／２	１／２	〃 ①－１７
１８	流 通 業 務 地 区 内 の 倉 庫 業 者 の 倉 庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	３／４	１／２	〃 ①－１８
１９	特定信書便事業の 用に供する施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	１／２	１／２	〃 ①－１９

別表 2 《課税標準の特例対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	要 件 等	控除割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
2 0	心 身 障 が い 者 多 数 雇 用 事 業 所	心身障がい者を多数雇用する一定の事業所 等で、中小企業障がい者多数雇用施設設置 等助成金の支給を受けている施設又は設備 に係るもの	1 / 2	—	〃 ②
2 1	特 定 農 産 加 工 事 業 用 施 設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定 する特定農産加工業者等が承認計画に従っ て実施する経営改善措置に係る事業の用に 供する施設（法人にあっては、令和 8 年 3 月 3 1 日までに終了する事業年度分、個人 にあっては令和 7 年分まで）	1 / 4	—	本法附則 3 3 ⑤

・ 整理番号 2 1 は地方税法附則による課税標準の特例です。

別表3 《減免対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	特別の事情がある者	減免割合			根拠法令
			条件等	資産割	従業者割	
1	教科書出版 事業用施設	教科書の出版の事業を行う者であつて、教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1に相当する金額を超えるもの	当該事業の用に供する施設に係る資産割及び当該事業に従事する者に係る従業者割	1／2	1／2	条規21 ①—1
2	演劇興行業用施設	演劇興行業を行う者	ア 劇場等であつて、その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演、チャリティーショー等をしばしば行うことにより公益性を有すると認められるものに係る資産割	1／2	—	〃 ①—2
			イ ア以外の主として定員制をとっている劇場等であつて、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の延べ面積が当該劇場等の客席部分の延べ面積に比しておおむね同程度以上であると認められるものの当該舞台、舞台裏及び楽屋の部分に係る資産割	1／2	—	
3	指定自動車教習所	指定自動車教習所の事業を行う者	当該自動車教習所に係る資産割及び当該自動車教習所において行う事業に従事する者に係る従業者割	1／2	1／2	〃 ①—3
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バス	一般貸切旅客自動車運送事業者であつて、学校（大学を除く。）又は専修学校の生徒、児童又は園児のバスによる旅行に係る事業を行うもの	本来の事業の用に供する施設に係る資産割及び当該事業に従事する者に係る従業者割	当該生徒等の旅行に係るバスの走行距離÷本来の事業に係るバスの走行距離 ×1／2		〃 ①—4
5	酒類卸売業の保管用倉庫	酒類の販売業のうち卸売業を行う者	当該卸売業に係る酒類の保管のための倉庫に係る資産割	1／2	—	〃 ①—5
6	タクシー事業用施設	吹田市内のタクシー台数が250台以下のタクシー事業者	当該事業の用に供する施設に係る資産割及び当該事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①—6
7	中小企業近代化助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付を受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当する事業を行う者	当該事業の用に供する施設に係る資産割及び当該事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①—7
8	農林中央金庫	農林中央金庫	本来の事業の用に供する施設に係る資産割及び当該事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①—8
9	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会	農林水産業者の共同利用に供する施設に係る資産割及び当該施設において行う事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①—9
10	果実飲料等の保管用倉庫	炭酸飲料の製造業を行う者	当該果実飲料又は炭酸飲料の製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の倉庫に限る）に係る資産割	1／2	—	〃 ①—10

別表 3 《減免対象施設一覧表》

整理 番号	対 象	特別の事情がある者	減免割合			根拠法令
			条件等	資産割	従業者割	
1 1	国有の会議場施設	国有の会議場施設の管理再受託者	管理する再受託施設に係る資産割及び当該施設において行う事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①— 1 1
1 2	ビルの室内清掃、設備管理等の事業	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割	—	全部	〃 ①— 1 2
1 3	列車内の食堂、売 店 事 業	列車内において食堂又は売店の事業を行う者	当該事業に従事する者に係る従業者割	—	1 / 2	〃 ①— 1 3
1 4	古 紙 の 回 収 事 業 用 施 設	古紙の回収の事業を行う者	当該事業の用に供する施設に係る資産割	1 / 2	—	〃 ①— 1 4
1 5	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者	製品又は商品の保管のための施設に係る資産割	1 / 2	—	〃 ①— 1 5
1 6	ねん糸等の原材料・製品の保管施設	ねん糸・かさ高加工糸・織物若しくは綿の製造を行う者又は機械染色整理の事業を行う者であつて中小企業者に該当するもの	原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設に係る資産割	1 / 2	—	〃 ①— 1 6
1 7	つ け も の の 製 造 用 施 設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者	直接これらの製造の用に供する施設（包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設を除く。）に係る資産割	3 / 4	—	〃 ①— 1 7
1 8	倉庫業者の倉庫	倉庫業者	倉庫（吹田市内の床面積の合計が30,000平方メートル未満である倉庫に限る）に係る資産割及び当該事業所において行う事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①— 1 8
1 9	粘土かわらの製造用施設	粘土かわら製造業を行う者	当該事業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場（成形場、施釉（ゆう）場を含む。）及び製品倉庫に係る資産割	1 / 2	—	〃 ①— 1 9
2 0	公 の 施 設 の 指 定 管 理 の 者	公の施設の指定管理者であつて、利用料金を徴収し、管理を行うもの	当該施設のうち一般の利用に供する部分に係る資産割及び当該部分において行う事業に従事する者に係る従業者割	全部	全部	〃 ①— 2 0